

<清川支店 店名変更に関するQ&A>

【口座番号、通帳、証書、キャッシュカードについて】

Q1	現在使用している通帳の店番や口座番号は変わりますか？
A1	店名変更にあたり、店番（002）や口座番号の変更はありません。
Q2	現在使用している通帳や証書、キャッシュカードはこれまで通り使用できますか？
A2	店名変更後も現在ご利用いただいている通帳や証書、キャッシュカードはそのままご利用いただけます。
Q3	現在使用している、手形・小切手・入金帳はこれまで通り使用できますか？
A3	店名変更後も従来と同様にお使いいただけます。

【口座振替・お振込について】

Q4	店名が変わることで公共料金やクレジットなどの自動引落しの手続きが必要ですか？
A4	自動引落しについて、お客さまにお手続きいただくことはありません。従来の口座からお引落しさせていただきます。 店名変更以降に新たな口座振替のお申し込みをされる場合は、新店名でのお手続きをお願いいたします。
Q5	定額自動送金を利用して福岡中央銀行の口座から清川支店の口座へ振込していますが手続きが必要ですか？
A5	システムで店名を一括変更しますので、お客さまにお手続きいただくことはありません。
Q6	年金の受取口座として利用していますが、手続きは必要ですか？
A6	以下に記載しています年金のお受取りについては、お客さまにお手続きの必要はありません。 それ以外の種類の年金をお受取りのお客さまにつきましては、年金のお支払先によって変更手続きが必要となる場合がありますので、年金のお支払先にご確認いただくようお願いいたします。 （いわゆる“企業年金”などはお客さまによる変更のお手続きが必要です） <お客さまのお手続きが不要な年金等の種類> 国民年金・厚生年金・労災年金・国家公務員共済年金・全国地方職員共済年金・市町村職員共済年金・公立学校共済年金・日本私立学校共済年金・警察共済年金・日本鉄道共済年金・恩給
Q7	給与や家賃の振込、配当金などの受取口座を持っていますが、手続きは必要ですか？
A7	振込依頼人さま（お勤め先やお取引先）に、新しい店名をご連絡していただきますようお願いいたします。 また、新しい店名でのお振込手続きは、11月25日以降としていただくよう併せてお伝えください。 なお、振込依頼人さまへのご連絡用の文書「振込口座の店名変更のお願い」を清川支店（11月25日以降は渡辺通支店）窓口でご用意しております。どうかお気軽にお申し出ください。 <ご連絡用文書は下記をダウンロードしてご利用ください> ◆振込口座の「店名」変更のお願い（ひな型 PDF） ◆振込口座の「店名」変更のお願い（ひな型 Excel） ◆清川支店の新築移転ならびに店名変更に伴うお願いについて（ご記入例）
Q8	店名変更後も「清川支店」あての振込はできますか？
A8	店名変更日の令和元年11月25日（月）から令和2年1月31日（金）までは、振込先店名が「清川支店」でもお振込ができますが、令和2年2月1日（土）以降は「清川支店」名ではお振込ができなくなりますので、新店名（渡辺通支店）でお振込をお願いいたします。
Q9	店名変更前に新しい店名で振込手続はできますか？
A9	11月24日（店名変更日の前日）までは、新しい店名でお振込などのお手続きを行うことはできません。お勤め先やお取引先などがお振込のお手続きを行う際は、店名変更日（11月25日）以降に行ってくださいよう併せてお願いいたします。

【ATMについて】

Q10	ATMの利用時間は変更ありますか？
A10	移転前は平日のみ朝9時から18時までのご利用時間でしたが、移転後は、平日朝8時から21時まで、土日祝は朝8時から20時までご利用いただけます。
Q11	ATMによる振込で、「渡辺通支店」を振込先に選べるのはいつからですか？
A11	店名変更日（11月25日（月））から、福岡中央銀行全店のATM（店外ATM含む）で「渡辺通支店」をお選びいただけるようになります。（「清川支店」の選択ができなくなります）

【ローン・融資について】

Q12 ローン・融資を利用していますが、手続きが必要ですか？

A12 お手続きの必要はございません。

【海外からの送金について】

Q13 海外からの送金の受取口座として利用していますが、手続きが必要ですか？

A13 お手続きの必要はございません。

【でんさいについて】

Q14 でんさいネットを利用していますが、手続きが必要ですか？

A14 お手続きの必要はございません。

【投資信託・保険について】

Q15 投資信託や保険を契約していますが、手続きが必要ですか？

A15 お手続きの必要はございません。

【インターネットバンキング等について】

Q16 取引先や社員へ振込をしています、手続きは必要ですか？

- A16
- (1)総合振込・給与振込・口座振替を金額入力方式でご利用のお客さま
 - ①振込先店名に登録されている「清川支店」は、11月25日（月）に変更させていただきますのでお手続きは不要です。
 - ②「過去の振込データから作成」をご利用の場合は、11月25日（月）以降はエラーとなりますので店名の変更をお願いいたします。
 - (2)総合振込・給与振込・口座振替（Qネット）をファイル受付方式でご利用のお客さま
 - ①令和2年1月31日（金）まで、振込先（総合振込、給与振込など）および請求先（Qネット）の支店名が「清川支店」のままでもエラーにならず、そのままお振込等を行うことができますが、お早目に支店名の変更をお願いいたします。
 - ②令和2年2月1日（土）以降は、「清川支店」はエラーとなりますので「渡辺通支店」へ変更をお願いいたします。（変更は「振込先の管理」メニューから承ります）
 - (3)振込振替を「事前登録口座一覧から選択」「受取人番号を指定」（事前登録振込）でご利用のお客さま
お届けいただいているお振込先口座は、11月25日（月）に変更させていただきますので、お手続きは不要です。
 - (4)振込振替を「受取人番号を指定」以外の方法（都度指定振込）でご利用のお客さま
 - ①「登録振込先一覧から選択」をご利用の場合は、支店名を11月25日（月）に変更させていただきますので、お手続きは不要です。
 - ②「最近10回の取引から選択」をご利用の場合で、清川支店あてのお振込先が黄色で「経過期間中」と表示されたり、赤色で「店舗なし」と表示される場合は、支店名の変更をお願いいたします。（変更は「振込先の管理」メニューから承ります）

《本件に関するお問い合わせ先》

事務部 野田

TEL：092-751-4480